

南越前町物価高騰対応重点支援給付金 (令和5年度住民税均等割のみ課税世帯・こども加算分)のご案内



物価高騰等に直面する住民税均等割のみ課税世帯等に対し、対象となる世帯の世帯主に給付金(1回限り)を支給します。

住民税均等割のみ課税世帯

支給額 1世帯あたり 10万円

- 支給対象**
- ①基準日(令和5年12月1日)に南越前町に住民登録があること
 - ②世帯内の令和5年度住民税課税者が、均等割のみ課税であること
 - ③世帯全員が令和5年度住民税課税者に扶養されている者でないこと
 - ④世帯に租税条約に基づく住民税課税免除を受けている者がいないこと

こども加算

支給額 こども1人あたり 5万円

- 支給対象**
- ①世帯全員の令和5年度住民税が非課税世帯(7万円給付対象世帯)もしくは均等割のみ課税世帯(10万円給付対象世帯)であること
 - ②基準日(令和5年12月1日)において世帯内で扶養している18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯であること
- ※基準日以降に生まれたこどもも対象です。

申請方法

対象と思われる世帯については4月15日に確認書を送付しています。確認書の内容を確認のうえ、必要事項を記入しご返送ください。

通知が届かない世帯で、給付条件を満たす世帯はご相談ください。

申請期限 8月31日(土) ※当日消印有効

その他 本給付金は差押禁止および非課税となります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007



町ホームページ

介護人材確保・ 充実奨励金事業

南越前町第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)において、介護サービス従事者の定着および充実を図るため、新たな取組として「介護人材確保・充実奨励金事業」を実施します。

支給内容および支給対象

次に該当する町内介護事業所

① **就業奨励金** 【1人あたり5万円】

令和6年4月1日から令和9年3月31日までに介護サービス従事者を雇用

② **継続奨励金** 【1人あたり5万円】

就業奨励金の受給者を2年間継続雇用

③ **資格取得奨励金**

・職員が介護職員研修を新規修了

【1人あたり2万円】

・職員が介護福祉士、介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格を取得(更新含む)

【1人あたり6万円】

・言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士を配置

【1人あたり10万円】

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007